

○つがる市立図書館条例

平成28年2月9日条例第1号

つがる市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、つがる市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つがる市立図書館	つがる市柏稲盛幾世41番地

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定により、つがる市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

(委員の基準)

第6条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中からつがる市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第7条 協議会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は委員が辞意を申し出たとき又は職務の遂行上不相当と認めたときは、その任期中であっても委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第10条 委員に対する報酬は、つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところにより支給する。

(管理者)

第11条 図書館は、教育委員会が管理する。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可等に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

- 3 指定管理者は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

- 4 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における前条及び次条の規定については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者若しくはその関係者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である

とき、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) その他図書館の管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成28年教委規則第14号で平成28年7月29日から施行)

(準備行為)

2 第12条第1項の規定その他図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。